

こんなとき、農業委員会の許可が必要です

農地は宅地などの一般の土地と異なり、それ自体が生産力を持っており、農業を行う上で最も基本的な生産基盤です。

このため、農地を売ったり買ったり、貸したり借りたりする場合や、農地を耕作以外に利用する場合には特別な場合を除き、農地法に基づく農業委員会の許可を受ける必要があります。ここでは、農地法にかかる許可申請について説明します。

【例1】農地の権利を移転したい場合

Aさんの所有農地を農業者Bさんに売りたい・貸したい場合

→ 農地法第3条の許可が必要です

※農地の権利の移転・設定を受けられるのは原則農業者に限られます。

【例2-1】農地を農地以外としたい場合

Aさんの所有農地に倉庫・車庫を建てたい場合

→ 農地法第4条の許可が必要です

【例2-2】農地を農地以外とする場合で、権利の移転や設定が伴う場合

Aさんの父親Bさんが所有する農地にAさんの家を建てたい場合

→ 農地法第5条の許可が必要です

※例2-1、2-2の場合は、農地法の手続きの前に農振法の手続きも必要です。

また、許可に時間を要する場合があります。

案件により申請が異なりますので、あらかじめ農業委員会へご相談ください

農地所有適格法人「報告書」の提出を

報告が必要な法人は？ 農地法に規定されている要件を満たした農地所有適格法人で、農地法第3条の許可等を受けている法人です。

いつまで報告するの？ 各法人の毎事業年度の終了後3カ月以内です。

どこに提出するの？ 幕別町農業委員会事務局です。

提出する書類は？ 『農地所有適格法人報告書』です。

ほかに添付書類として「定款」「農業収入額がわかる書類（損益計算書など）」「株主名簿または組合員名簿」が必要です。

報告書の様式は農業委員会にあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

www.town.makubetsu.lg.jp/kanko_sangyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html